

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会「浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり」  
指定介護予防訪問サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が開設する「浜松市社協在宅サービスセンターやまゆり」指定介護予防訪問サービス事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修等の修了者（以下、「訪問介護員」という。）が要支援状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、浜松市、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業所、指定居宅介護支援事業所、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者又は団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所は、サービス提供責任者に、指定介護予防支援事業所、指定居宅介護支援事業所の作成した介護予防サービス計画に沿って、指定介護予防訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護予防訪問サービス計画を作成させ、指定介護予防訪問サービスを提供することとする。

3 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、当該介護予防訪問サービス計画を利用者に交付し、実施状況の把握及び見直しを行うものとする。

4 訪問介護員は、利用者の心身の状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、介護予防訪問サービス計画に基づいて、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浜松市社協在宅サービスセンター やまゆり
- (2) 所在地 浜松市天竜区山東 2182 番地の 1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務内容は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」によるものとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業に管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、介護予防訪問サービス計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 2.5名以上（常勤換算）

訪問介護員は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分とする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日とする。ただし、12月29日から1月3日を除く。

(4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分を基本とする。

(5) サービス提供日、サービス提供時間を超えるサービスの提供は、利用者の要望及び必要性に応じて利用が可能な体制をとるものとする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は、次のとおりとし、法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業に係る介護予防サービス費用基準額から当該事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(3) その他生活等に関する相談及び助言

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う事業に要した交通費は、重要事項説明書に記載した額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業に実施地域は、別紙1のとおりとする。

（緊急時等における対応）

第8条 訪問介護員は、指定介護予防訪問サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故等の対応)

第9条 利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供時に事故が発生した場合は、浜松市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業所等に連絡を行うとともに必要な処置を講じなければならない。

- 2 利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止)

第10条 本会は、利用者の人権擁護・虐待防止・再発防止等を図るための担当者を設置する。

- 2 本会は、従事者に対し虐待防止に関する研修を定期的実施する。
- 3 本会は、虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を設置し、定期的に開催する。委員会での検討結果は、従事者に周知徹底する。
- 4 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに浜松市に通報するものとする。
- 5 本会は、虐待防止のための指針を整備する。
- 6 事業所は、成年後見制度の利用を支援する。

(苦情解決)

第11条 提供した事業に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した事業に関し、介護保険法第76条第1項により静岡県知事又は市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して静岡県知事又は市長が行う調査に協力するとともに、静岡県知事及び市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、その業務上知りえた利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従事者は、その業務上知りえた利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従事者であった者に、業務上知りえた利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報

を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 13 条 事業所は、訪問介護員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を調整する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
  - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
  - 3 従事者であった者は、従事者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
  - 4 この規程に定める事項のほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別紙 1

【通常の事業の実施地域について】

天竜区

地区名	町名（大字）
天竜地区	二俣町二俣、二俣町大園、二俣町阿蔵、二俣町鹿島、二俣町南鹿島、山東、次郎八新田、大谷、船明、只来、横川、横山町、月、小川、相津、伊砂、大川、佐久、谷山、西雲名、東雲名、熊、神沢、大栗安、西藤平、東藤平、阿寺、芦窪、長沢、懐山、石神、上野、両島、青谷、渡ヶ島、米沢、日明、緑恵台
春野地区	春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸
龍山地区	龍山町大嶺、龍山町戸倉、龍山町下平山、龍山町瀬尻

浜名区

地区名	町名（大字）
浜名地区	小松、内野、内野台一～四丁目、平口、染地台一～六丁目
北浜地区	寺島、中条、横須賀、高畑、西美菌、東美菌、油一色、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、善地、高菌、竜南、新野、新堀、八幡、永島、上善地
中瀬地区	上島、中瀬、豊保、西中瀬一～三丁目
赤佐地区	於呂、根堅、尾野
亀玉地区	宮口、新原、大平、堀谷、灰木、三大地、四大地

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。ただし、第 4 条第 4 号及び第 5 条の規定は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。